

町田市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の分限に関する条例（昭和33年10月町田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>休職及び降給</u>の事由)</p> <p>第2条 任命権者は、職員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、その意に反しこれを休職することができる。</p> <p>(1) 学校、研究所その他これに準ずる公共的施設（外国のこれらの施設も含む。）において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究<u>又は</u>指導に従事する場合</p> <p>(2) 政府<u>又は</u>これに準ずる公共的機関（外国のこれらの機関も含む。）の委嘱<u>又は</u>招きにより、その職員の職務に関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合</p> <p><u>2 任命権者は、職員の勤務実績が不良なことが明らかな場合においては、その意に反しこれを降給することができる。</u></p> <p>(<u>降任、免職、休職及び降給の基準及び手続</u>)</p> <p>第3条 法第28条第1項第1号の規定に該当する者として、職員を<u>降任し、若しくは免職</u>することができる場合<u>又は前条第2項の規定により職員を降給することができる場合は、勤務実績の良否を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績が不良なことが明らかな場合とする。</u></p> <p>2 法第28条第1項第2号の規定に該当する者として、職員を降任し、<u>若しくは免職</u>する場合<u>又は同条第2項第1号の規定に該当する者として職員を休職する場合においては、指定医師をして、あらかじめ診断を行</u>わ</p>	<p>(休職の事由)</p> <p>第2条 任命権者は、職員が次の各号の<u>一に</u>該当する場合には、その意に反しこれを休職することができる。</p> <p>(1) 学校、研究所その他これに準ずる公共的施設（外国のこれらの施設も含む。）において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究<u>または</u>指導に従事する場合</p> <p>(2) 政府<u>または</u>これに準ずる公共的機関（外国のこれらの機関も含む。）の委嘱<u>または</u>招きにより、その職員の職務に関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合</p> <p>(<u>降任、免職及び休職の手続</u>)</p> <p>第3条 <u>任命権者は、法第28条第1項第1号または同条同項第3号の規定に該当するものとして、職員を降任または免職</u>することができる場合は、勤務実績の良否<u>またはその職に必要な適格性の有無</u>を評定するに足ると認められる客観的事実に<u>基</u>き、勤務実績が不良な<u>ことまたはその職に必要な適格性を欠く</u>ことが明らかな場合とする。</p> <p>2 法第28条第1項第2号の規定に該当する者として、職員を降任し<u>若しくは免職</u>する場合<u>または、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職</u>する場合においては、指定医師をして、あらかじめ診断を行な</p>

ればならない。

3 法第28条第1項第3号の規定に該当する者として職員を降任し、又は免職することができる場合は、その職に必要な適格性の有無を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くことが明らかな場合又はその職員が現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合とする。

4 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の期間)

第4条 略

2 前項の場合において、休職の処分を受けた職員が次条第2項に規定する復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた疾病と同一の疾病により休職の処分を受けるときのその者の休職期間は、当該復職前の休職期間を通算して3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、当該復職前の休職期間が更新されている場合にあつては、更新前の休職の開始の日（更新が2回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始の日）から休職期間を通算するものとし、通算した期間が3年に満たない場合においては、休職期間を通算して3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

3 非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）について第1項及び前項の規定を適用する場合にあつては、これらの項中「3年を」とあるのは「1年を」と、「3年に」とあるのは「1年に」と読み替えるものとする。

4・5 略

附 則

1 略

わせなければならない。

3 法第28条第1項第3号の規定に該当する者として職員を降任または免職することができる場合は、その職員が現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合とする。

4 職員の意に反する降任若しくは免職または休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

(休職の期間)

第4条 略

2 前項の場合において、休職の処分を受けた職員が第5条第2項に規定する復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた疾病と同一の疾病により休職の処分を受けるときのその者の休職期間は、当該復職前の休職期間を通算して3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、当該復職前の休職期間が更新されている場合にあつては、更新前の休職の開始の日（更新が2回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始の日）から休職期間を通算するものとし、通算した期間が3年に満たない場合においては、休職期間を通算して3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

3 非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）について第1項及び前項の規定を適用する場合にあつては、これらの項中「3年を」とあるのは「1年を」と、「3年に」とあるのは「1年に」と読み替えるものとする。

4・5 略

附 則

略

2 町田市一般職の職員の給与に関する条例
(昭和33年2月町田市条例第11号) 附則
第3項及び町田市病院事業企業職員の給与の
種類及び基準に関する条例(平成20年10
月町田市条例第38号) 附則第8項の規定に
よる措置は、地方公務員法第27条第2項に
規定する条例で定める事由による降給とす
る。

3 第3条第4項の規定は、町田市一般職の職
員の給与に関する条例附則第3項及び町田市
病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関
する条例附則第8項の規定による措置を行う
場合には、適用しない。この場合において、
当該措置の適用を受ける職員には、当該措置
の適用により給料月額が異動することとなっ
た旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。